

令和7年度 商工業者融資・補助金制度について

平泉町では、町内で事業を営む商工業者の皆さんの経営力向上のため、融資や補助金制度などによる支援をおこなっています。

融資を受けたい！

平泉町中小企業振興資金

町が金融機関に原資を預託し融資を実施します。また、融資額に対して2%の利子補給を行います。（ご利用にあたっては金融機関の審査がありますので、ご希望に添えない場合があります。）

《申込先》一関信用金庫平泉支店、東北銀行一関支店、岩手銀行平泉支店

	融資限度額	償還期間	貸付期間・貸付利率
運転資金	500万円	7年以内	貸付期間が3年以内のとき 年3.10%
設備資金	500万円	7年以内	
開業資金	500万円	7年以内	貸付期間が3年超のとき 年3.30% (令和7年10月1日～)

経営の持続化を図りたい！

店舗等リフォーム促進支援事業補助金

店舗等の増築・改築・改修で、30万円（税抜）以上を要するリフォームに対し、対象経費の2分の1（上限50万円）を補助します。※建築後5年以上経過した建物で、町内建設業者が自ら施工すること。

《対象工事》

経営の持続化のため事業活動に必要な来客対応または販売等を行うため必要な工事

（例）店舗等の耐久性を高める工事（建物のかさ上げ、塗装工事等）

店舗等安全性又は防災上必要な工事（基礎の補強、バリアフリー工事等）

店舗等機能向上を図る工事（給排水・衛生設備工事等）

新たな特産品を
開発したい！

特産品開発支援事業補助金

新たな特産品の開発及びその販売を促進する事業に要する経費について、対象経費の2分の1（上限50万円）を補助します。※商品名に「平泉」（表記は漢字以外でも可）を付けることが条件です。

《対象経費》

特産品の開発に要する経費、商品のパッケージ製作に要する経費、登録商標等に要する経費、品質検査や栄養成分の分析等に要する経費、販売促進に係る広告宣伝に要する経費 等

詳しくは

平泉町観光商工課 までお問い合わせください。

TEL : 0191-46-5572 MAIL : kanko@town.hiraizumi.iwate.jp

令和7年度 商工業者融資・補助金制度について

空き店舗等に
出店したい！

空き店舗等対策事業補助金

空き店舗等に出店する場合、その賃借料月額 $\frac{2}{1}$ に相当する額（上限3万円）を補助します。補助対象期間は、営業を開始した月から最大12ヶ月です。

起業、事業承継
したい！

起業・事業承継支援事業補助金

町内において起業する方、町内事業者の事業承継を受ける方を対象に、補助金を交付します。起業や事業承継に伴って必要となる経費のうち、以下の対象経費の $\frac{2}{1}$ （上限50万円。対象者がU・I・Jターン者の場合は上限100万円）を補助します。

《対象経費》

事業に必要な設備費（更新も含む）、法人登記に要する経費、知的財産登録に要する経費、広告宣伝に要する経費、技術指導受入に要する経費、その他町長が特に必要と認める経費

新たな市場を
開拓したい！

取引支援促進事業費補助金

県外で開催される展示会や見本市への出展経費について、20万円を上限に補助金を交付します。

《対象経費》

出展小間料、小間内装飾経費、出展物搬送料、展示会用出版物印刷代など

事業を拡大したい！

地域企業経営強化支援事業費補助金

町内に工場又は事業所を増設する場合に要する経費について、当該固定資産投資額の5%以内（上限2,000万円）で補助金を交付します。

《対象業種》

製造業、道路運送貨物業、卸売業 等

詳しくは

平泉町観光商工課 までお問い合わせください。

TEL : 0191-46-5572 MAIL : kanko@town.hiraizumi.iwate.jp

令和7年度 商工業者融資・補助金制度について

働き方改革を
推進したい！

働き方改革企業支援奨励金

従業員それぞれの仕事のやりがいや充実した生活の調和の実現に向けた「働き方改革」を進める企業等で、国や県等が行う働き方改革の認定制度に関し、新たに認定を受けた企業に対し、奨励金（10万円）を交付します。

＜認定制度の例＞いわて子育てにやさしい企業等認証制度
ユースーエール認定企業
いわて女性活躍企業等認定制度 等

雇用の定着を図りたい！

移住定住促進家賃補助金

新規雇用の拡大と定着、定住人口増加を図るため、県外から町内に転入し、町内の事業者等に正社員として雇用・勤務している人に対して民間賃貸住宅の家賃の一部を補助します。

＜補助額＞

家賃から事業主が支給する住宅手当を差し引いた額の2分の1の額（上限1万円）

＜補助金の対象期間＞

交付決定した月から12か月

人材を育てたい！

人材育成支援事業補助金

事業者が若者等従業員の定着、育成のため、業務に必要な資格を取得させた際の経費について、2分の1（上限5万円）を補助します。

＜対象資格の例＞

第一種運転免許、クレーン運転士免許、クレーン運転者技能講習、
土木施工管理技士、電気工事施工管理技士、ガス溶接作業主任者免許、
ボイラー技士免許、ボイラー取扱者技能講習、危険物取扱者、
介護福祉士、食品衛生責任者 等

詳しくは

平泉町観光商工課 までお問い合わせください。

TEL : 0191-46-5572 MAIL : kanko@town.hiraizumi.iwate.jp